

入国・在留審査要領 第6編 上陸審査
第4章第2節 寄港地上陸許可(入管法第14条)第3の2「許可の要件」より

- 1 平成25年11月11日以前（下線部は、平成17年11月14日から）
入国審査官は、上陸を希望する外国人が次の許可要件を満たしているか否かを審査し、すべて満たしていると認めるときは、寄港地上陸を許可する。
- (1) 有効な旅券を所持していること（入管法第3条、施行規則第13条第2項）。
 - (2) 乗員でないこと（入管法第14条第1項）。
 - (3) 本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとする者であって、本邦外の目的地までの旅行に必要な切符を所持していること（入管法第14条第1項、施行規則第13条第2項）。
 - (4) 乗っている船舶等の寄港した出入国港から出国する者であること（入管法第14条第1項）。
 - (5) 1か所の寄港地における上陸時間が72時間を超えないものであること（入管法第14条第1項）。
 - (6) 乗っている船舶等の寄港した出入国港の近傍に上陸するものであること（入管法第14条第1項）。
 - (7) 入管法第5条第1項に定める上陸拒否事由に該当する者でないこと（入管法第14条第1項ただし書）。
 - (8) 申請者である運送業者等が、許可を得ようとする外国人に対して許可内容について十分な指導を行う等その責任を果たすと認められること。
 - (9) 査証免除措置の対象となっていない者の寄港地上陸の申請については、本人が本邦に向け国籍国又は居住している国を出発する以前から、本邦に上陸することを計画していなかったと認められること、又は国籍国又は居住している国において査証を取得しなかったことについて合理的理由が認められること（入管法第6条第1項）。
 - (10) 入国審査官が個人識別情報の提供を求めた場合に、その提供を行ったこと。

- 2 平成25年11月11月12日以降
入国審査官は、上陸を希望する外国人が次の許可要件を満たしているか否かを審査し、すべて満たしていると認めるときは、寄港地上陸を許可する。
- (1) 有効な旅券を所持していること（入管法第3条、施行規則第13条第2項）。
 - (2) 乗員でないこと（入管法第14条第1項）。
 - (3) 本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとする者であって、本邦外の目的地までの旅行に必要な切符を所持していること（入管法第14条第1項、施行規則第13条第2項）。
 - (4) 乗っている船舶等の寄港した出入国港から出国する者であること（入管法第14条第1項）。
 - (5) 1か所の寄港地における上陸時間が72時間を超えないものであること（入管法第14条第1項）。
 - (6) 乗っている船舶等の寄港した出入国港の近傍に上陸するものであること（入管法第14条第1項）。
 - (7) 入管法第5条第1項に定める上陸拒否事由に該当する者でないこと（入管法第14条第1項ただし書）。
 - (8) 申請者である運送業者等が、許可を得ようとする外国人に対して許可内容について十分な指導を行う等その責任を果たすと認められること。
 - (9) 到着便と乗継便の到着・出発時間など船舶・航空便の運航上の都合やその他の事項から本邦で寄港地上陸許可を希望することに合理的理由が認められ、かつ、不法就労その他我が国法令に違反するおそれが認められないこと。
 - (10) 入国審査官が個人識別情報の提供を求めた場合に、その提供を行ったこと。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の概要

概要

平成25年6月に策定された日本再興戦略(同月14日、閣議決定)に盛り込まれた施策(下記①)及び観光立国実現に向けたアクション・プログラム(同月11日、観光立国推進閣僚会議)に盛り込まれた施策(下記②及び③)を実現し、日本経済の活性化のために資する外国人の受入れを促進すること等を目的とした在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講じる所要の改正を行う。

【平成26年通常国会に入管法改正案を提出予定】

主な改正項目

在留資格の整備関係

①高度外国人材の受入れの促進

高度外国人材のための新たな在留資格「高度専門職第1号」を創設し、現在、「特定活動」の在留資格を付与して各種の出入国管理上の優遇措置を実施している高度外国人材と同様の優遇措置を実施するとともに、「高度専門職第1号」をもって一定期間在留した者を対象とする「高度専門職第2号」の在留資格を創設し、同在留資格について在留期間を無期限とするとともに活動の制限を大幅に緩和すること等を内容とする制度を導入

在留資格「投資・経営」に係る改正

企業の経営・管理活動に従事する外国人の受入れを促進するため、現在、外資系企業における経営・管理活動に限られている「投資・経営」に、日系企業における経営・管理活動を追加

在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」の一本化

専門的・技術的分野における外国人の受入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応するため、業務に要する知識等の区分(文系・理系)に基づく「人文知識・国際業務」と「技術」の区分を廃止し、包括的な在留資格を創設

在留資格「留学」に係る改正

学校教育の場における国際交流促進のニーズを踏まえ、「留学」に小中学校において教育を受ける活動を追加

上陸審査の円滑化関係

②クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化

法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度(船舶観光上陸許可制度)等を創設

③「信頼できる渡航者」に係る出入国手続の円滑化

自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を拡大し、出入国管理上のリスクが低く、また、頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」とあらかじめ認められた外国人について、上陸許可の証印を省略できるようにするとともに、同証印に代わる上陸許可の証明手段(特定登録者カード)を創設

その他の改正項目

PNRの取得を可能とするための改正

観光立国実現に向けた各種施策の実施に伴い大幅な増加が見込まれる外国人入国者に対する入国審査を一層効果的に行うため、航空会社に対し、PNR(Passenger Name Record: 航空券の予約に係る航空会社が作成する乗客予約記録)の報告を求められることができる規定を創設

入管職員の調査権限に係る規定の整備

- 再入国許可・同許可の取消しに係る調査権限を付与する規定を創設
- 退去強制令書の執行に関して公務所又は公私の団体に照会する権限を付与する規定を創設